

# 報徳仕法における家屋普請について（その2）

## 潰式取立の経緯とその家屋普請

吉 田 純 一

### House-building in the Enterprise of the Restoration of Farm Village by Sontoku Ninomiya (Part 2) The reconstruction and building of destroyed house

Junichi YOSHIDA

Sontoku Ninomiya and his son Yatarō did the reconstruction works in various places of Kanto district. These works were called "Hōtoku-Shihō". That intended to reconstruct waste-fields and to improve the agricultural products. They commended workers and helped the house-building, and that succeeded to improve the life of farmers and heighten the will of them.

This paper makes clear the condition of the house-building that was reconstructed by (so called) "Tubureshiki-Toritate-Shihō". That method means building a new farm house and living a family in it.

#### 1. 緒 言

前稿<sup>1)</sup>では、二宮尊徳および彼の子の弥太郎が主導した日光神領内89ヶ村の報徳仕法の中で、とくに安政2年（1855）から12ヶ年にわたって行なわれた轟村の一村式仕法にみられた家屋普請の概要を明らかにした。家屋普請の援助は農民たちの生活環境の改善をはかることによって彼らの労働意欲を向上させ、ひいては幕府の財政基盤である農業生産を増大・安定させることに大きなねらいがあった。

ところで、報徳仕法における農村復興の一方策として潰式取立と呼ばれる仕法がある。これは前稿でも触れたように、潰滅してしまった家に新たに人を迎かえてその家を再興する方法である。轟村では12ヶ年の間に音吉（潰幸助式、安政3年）、豊吉（潰源右衛門式、安政4年）、金助（潰弥八式、慶応元年）、助次郎（潰甚右衛門式、慶応元年）の4人がこの仕法を受けている。

これらの潰式取立仕法に伴なって、本家すなわち住宅と灰小屋の普請援助がなされている<sup>2)</sup>。本家と灰小屋は当時、村内の各家に一般的にみられたものである。潰式取立に際しての本家、灰小屋

は新たに建設される訳であり<sup>3)</sup>、修理や屋根茅の葺替などに比べて援助金の額ははるかに多く、村人たちの協力・手伝いも必要であった。

本稿は上記4人のうち慶応元年（1865）に潰跡式に取り立てられた金助の場合を例示しながら、取立の様子やそれに伴なう本家と灰小屋の普請の様相を明らかにする。なお前稿でも触れたように、この時建てられた金助家の本家は今市市轟地区に現存している（後掲写真、図参照）。

## 2. 取立の手続・経緯

今市に設けられていた報徳役所では、役人たちが日々の出来事や活動状況を詳しく日記に書き留めていた。この日記<sup>4)</sup>によると、金助の取立に関する手續や経緯は次の通りである。

〈元治元年（1864）8月7日〉

轟村名主五郎左衛門外壹人罷出、村方潰百姓貳軒取立度示談行届候へ共、難澁之儀にて何分不行届、依之御仕法を以御取立被下置候様願書差出候に付、追て勘辯之上否哉可申聞旨相答候事

この記事から村人たちは、金助が取り立てられる1年も前から村内の2軒の潰家を自らの手で再興しようと談合を重ねていたことがわかる。しかし事はうまく運ばなかったようで、元治元年8月7日に名主五郎左衛門ら2人が報徳役所へ潰式取立の援助を願い出、その可否を求めたのである。

〈元治元年8月24日〉

轟村名主五郎左衛門罷出、潰式取立家作絵図面並積帳差出候事

願い出から17日後の8月24日に潰式取立に際して建設すべき建物の絵図面と見積帳を役所に提出したことを示す記述である。この詳細は明らかでないが、絵図面や見積帳の提出は役所側の要求に応じたものと考えられる。この絵図面・見積帳を参考にしながら役所側は潰式取立の可否を吟味したのであろう。

この結果については日記に記事が見当たらない。しかしほぼ1年後の慶応元年（1865）9月6日には次のようにある。

轟村潰式御取立下小屋迄被下候に付、下小屋普請、下之内村惣兵衛へ申付置候處、同人今日罷越候へ共、木品今以取揃兼居、空引取候由、新谷源次郎千本木村出張先へ申出候に付、猶取揃次第沙汰いたし候間、其旨相心得候様申聞置候事

これは潰式取立に伴なう下小屋（これが灰小屋に相当すると考えられる）の普請に関するものである。下小屋の材木がまだ揃っていないということであるが、この時点で惣兵衛（大工であろう）が下小屋の普請に取り掛ろうとしていたことは明らかで、遅くともこれ以前に役所側が村人たちの潰式取立の願い出を受諾していたことになる。また「下小屋迄被下候に付…」（傍点筆者）の文面からみると、村人が要望したのは本家の普請だけで、下小屋は役所側の積極的な援助とみることもできる。そして普請の順序を想定すれば、灰小屋より本家の方が先であろうから、下小屋の普請に取り掛ろうとした慶応元年9月6日の時点では、本家はすでに完成していたかもしくは完成

間近の状態にあったと推察できよう。

これから約2ヶ月後の慶応元年11月13日の記述に「轟村潰甚右衛門式御取立被下新家作出来（後略）」とある。これは潰甚右衛門式に取り立てられた助次郎に関するものであるが、金助と助次郎の取立の手続などは絶えず同時になされていることからみて、金助の本家と灰小屋の普請もこれと同じ頃に終了したと考えられる。

一方、潰式取立仕法を受けて再興される家に迎かえるべき人物の選定は、名主五郎左衛門以下の村人に委ねられていたが、相続人が定まり、その取立願を役所に差し出したのは慶応元年8月である。潰式取立の願い出（元治元年8月7日）から丸1年後のことであり、人選は難行したのであろう。『慶応元乙丑年八月 日光御神領轟村潰式相続人御取立願書写』は名主五郎左衛門以下27名の全村人が連署して二宮弥太郎宛に差し出したものである。この中に、

（前略）然る處村内百姓弥八式、年来潰に相成居候に付、是非取立度、種々心配罷在候折柄、今般吉澤村百姓清次郎二男金助と申者、身元相応にて、正路貞実之ものニ御座候間、貴請、右式相続為仕度（後略）

とあって、ここに初めて金助の名前が認められる。これによると、彼は吉沢村の百姓清次郎の次男で「身元相応」、「正路貞実」なる男であった。なお吉沢村は轟村の南西約6キロメートル離れたところにあり、報徳役所の近くに存在していた村である（現在の今市市域東部に位置する）。

また、同願書写には金助に続いて、潰甚右衛門式の相続人として選ばれた助次郎についての記述がある。それによると彼は常陸国青木村の生まれで、当時今市宿近江屋仁右衛門家に仕えていたという。常陸国青木村は元保2年（1831）～同10年（1839）にかけて、やはり報徳仕法を受けた村であり<sup>5)</sup>、助次郎が選ばれた背景にはこうした点も考慮されたのではないだろうか。

それから約3ヶ月後の慶応元年11月25日に、

轟村名主五郎左衛門、外四人罷出、金助、助次郎、潰式御取立、夫食並農具其外鍋釜等迄被下相達候事

とあることから、ここに金助が助次郎とともにそれぞれ潰式取立の相続人として報徳役所から認可されたことがわかる。そして当分の生活に必要な夫食米や農具の他、鍋・釜など生活用具の支給も名主五郎左衛門を通して言い渡された。ちなみに金助に支給されたものは本家と灰小屋の他、米10俵（4斗入）と鍬1枚、鎌2枚、佐野鍬1枚、萬能鍬1枚、据釜1つ、鍋2つ、蓮10枚であった<sup>6)</sup>。

### 3. 家屋普請の様相

先に述べたように金助家の本家と灰小屋の普請は慶応元年の夏から秋にかけて行なわれ、11月中旬頃に完成したものと考えられる。

『慶応元乙丑年十一月 潰式御取立百姓本家灰小屋並夫食米農具被下諸色御入用取調書上帳』によると、本家は「長七間半、横四間、此坪三拾坪」、灰小屋は「長貳間、横壹間半、此坪三坪」である。これらの規模は当時轟村の村人たちが持っていた最も標準的な大きさであった。

表-1 金助家本家の普請詳細

慶應元乙丑年十一月 済式御取立百姓本家灰小屋並夫食米農具被下諸色御入用取調書上帳 日光御神領野州河内郡轟村				
	柱	1本	長1丈2尺 8寸角	代銀14匁4分
	杉本柱	6本	" 1丈2尺 4.2寸角	" 54匁6分
	同底柱	7本	" 1丈 4.2寸角	" 35匁2分8厘
	杉下屋柱	15本	" 1丈 4寸角	" 73匁8分
	栗馬屋柱	1本	" 1丈2尺 5寸角	" 12匁
	同下屋柱	7本	" 1丈 4寸角	" 34匁4分4厘
	同土台	4本	" 1丈2尺 4.5角	" 43匁2分
	同	2本	" 9尺 4.5角	" 12匁
	樅おてまさし	1本	" 2間半 6×8角	" 24匁
	杉勝手差物	3本	" 2間半 4.5×7寸角	" 90匁
	同座敷差物	1本	" 2間 4.5×7寸角	" 24匁
	松馬屋差物	2本	" 9尺 5×7寸角	" 24匁
	樅庭入口差物	2本	" 1丈2尺 4.5×7寸角	" 24匁
	樅おてま続差物	1本	" 6尺 4.5×7寸角	" 3匁
	同馬屋梁	3本	" 9尺 4寸角	" 8匁
購	杉台所抱	1本	" 2間半 5×6寸角	" 21匁6分
	同縁抱	1本	" 2間半 5×6寸角	" 24匁
	同	1本	" 2間 5×6寸角	" 16匁8分
	同いつち	1本	" 3間 5×7寸角	" 66匁
入	同	1本	" 2間半 5×7寸角	" 54匁
	同	1本	" 2間 5×7寸角	" 36匁
	同下屋桁	3本	" 2間半 4寸角	" 18匁
	同	4本	" 1丈2尺 4寸角	" 21匁6分
	同下屋桁	1本	" 6尺 4寸角	" 2匁
材	同せいかい鼻	7本	" 6尺 4×4.5角	" 21匁
	同塚木	8本	" 4尺 4.2寸角	" 14匁4分
	同	5本	" 4尺 4寸角	" 9匁5分
	杉下屋繫梁	2本	" 7尺 5寸角	" 4匁8分
	同野桁	8本	" 1丈2尺 3.5寸角	" 24匁
	同しな板	4枚	" 1丈2尺 巾6寸 厚2寸	" 19匁2分
	同縁平均	28本	" 1丈2尺	" 33匁6分
代	同茅追	4本	" 1丈2尺 3.5寸角	" 12匁
	同馬屋上飛繩	2本	" 7尺 6寸角	" 5匁
	同押込飛	1本	" 6尺 4.5×7寸角	" 3匁
	同せいかい板	72枚	" 巾8寸 厚4分	" 52匁
	同大貫	70挺	" 1丈2尺	" 117匁6分
	同小割	10本	" 1丈2尺	" 6匁
	同中舗居	2挺	" 6尺 4寸角	" 7匁
	同舗居	4挺	" 6尺 巾4.5寸 厚2寸	" 9匁2分
	杉鴨居	5挺	" 6尺 巾4寸 厚2寸	" 10匁
	同寄舗居	9挺	" 6尺2寸割	" 8匁1分
	同舗居	1挺	" 9尺 巾4.5寸 厚2寸	" 4匁5分
	同	1挺	" 2間半 巾4.5寸 厚2寸	" 12匁
	同舗居	2挺	" 1丈2尺 巾6寸 厚2.4寸	" 28匁
	同小縁抱	1本	" 1丈6尺 4寸角	" 9匁
	同雨戸付鴨居	2挺	" 1丈2尺 3.5寸角	" 11匁
	同疊寄	2本	" 1丈2尺 巾3寸 厚2寸	" 6匁

報徳住法における家屋普請について（その2）

購入材木代	同爐縁	2本	長6尺	巾3寸	厚2分	代金3匁2分	
	同四分一割板	3枚	" 6尺	巾3寸	厚6分	" 2匁1分	
	同戸袋板	1枚	" 6尺	巾1尺	厚1寸	" 2匁5分	
	同爐箱板	4枚	" 6尺	巾8寸	厚1寸	" 6匁4分	
	杉戸袋内舗居	1挺	" 3尺	巾6寸	厚2寸	" 1匁	
	同縁類平均	11本	" 6尺	末口2寸		" 5匁5分	
	栗小縁土台	2本	" 2間	4×5寸角		" 20匁	
	杉縁類中貫	23挺	" 1丈2尺			" 34匁5分	
	同縁類舗居寄大貫	2挺	" 1丈2尺			" 4匁	
	同羽目押小割	38本	" 1丈2尺			" 32匁3分	
	同戸棚柱	2本	" 8尺	3.5寸角		" 2匁4分	
	同桁	1本	" 7尺	3寸角		" 9分	
	松掛縁並馬屋羽目板	42枚	" 1尺	厚5分		" 48匁4分6厘1毛	
	同	34枚		同		" 48匁5分7厘1毛	
	杉大戸擢棧	2本	" 6尺	巾4寸	厚2.5寸	" 5匁	
	同大戸縁	4本	" 6尺	巾2.5寸	厚2寸	" 6匁4分	
	杉大戸棧	3本	" 6尺	巾2.5寸	厚2寸	" 4匁8分	
	同	2本	" 6尺	巾4寸	厚2寸	" 4匁6分	
	同	8本	" 6尺	巾2寸	厚1寸4分	" 8匁	
	同戸板	14枚		巾1尺耳揃	厚本4分	" 28匁	
	同羽目板	23間				" 253匁	
	同荒縁板	10間半				" 52匁5分	
小計						メ銀 1貫737匁7分5厘2毛 (金28両3分2朱 永87文5分)	
村林より用いいる材	松引物	7本	長9尺	末口5寸			村林より用ひ
	同	3本	" 3丈3尺	末口5寸			"
	同	1本	" 2丈7尺	" 5寸			"
	同	1本	" 1丈2尺	" 5寸			"
	同	1本	" 1丈8尺	" 5寸			"
	同上梁	8本	" 2丈1尺	" 5寸			"
	同下梁	7本	" 2丈	" 5寸			"
	同札掛	2本	" 1丈7尺	5寸			"
	同扱首	8本	" 1丈8尺	3寸			"
	同扱首	4本	" 1丈1尺	末口4寸～3寸			"
	楕大引	2本	" 1丈5尺				"
	同	3本	" 1丈2尺				"
	同	2本	" 9尺				"
自分木品	栗流之縁	2本	長9尺	4寸角			自分木品
	杉柱	1本	" 6尺	4寸角			"
	同勝手抱	1本	" 6尺	4×5寸角			"
	同鴨居	2挺	" 6尺	巾4寸	厚2寸		"
	同塚	2本	" 6尺	4寸角			"
	同	3本	" 3尺	4寸角			"
	同小用所土台並縁抱	2本	" 6尺	4寸角			"
	同縁平均	5本	" 9尺	末口2.5寸			"
	同	1本	" 1丈3尺	末口2.5寸			"
	同法立	2本	" 6尺	3寸角2つ割			"
	同縁抱	1本	" 3尺5寸	4×5寸角			"
	同戸袋棧	2本	" 6尺	2寸割			"

釘代・その他	大六寸釘	13本		銭 183文	
	大五寸釘	1700本		" 10貫870文	638文/100本
	中五寸釘	380本		" 1 貢991文	524文/100本
	並五寸釘	250本		" 812文	324文/100本
	同	190本		" 716文	374文/100本
	大四寸釘	4025本		" 9 貢223文	228文/100本
	大三寸釘	5130本		" 5 貢875文	114文/100本
	三寸鎌	2挺		" 164文	
	三寸木車	4輪		" 208文	但大戸2本分
	一寸二分瀬戸車	2輪		" 38文	但潜戸1本分
小計				×銭 30貫100文 (=金4両2分 永60文6分)	
職人賃銀	大工建前分渡切			金8両2分	
	大戸(潜戸付)	1本	工数7.5人		
	同		" 5人		
	拭縁	4坪7分5厘	" 6.175人		
	荒縁	10.5坪	" 8.4人		
	縁頬	4間半	" 6人		
	戸袋		" 3人		
	納戸並小用所格子	但3尺ニ 6尺ツツ	" 5.5人		
	流し並小用所		" 2.8人		
	炉縁並箱		" 3人		
	舗居・鴨居	13挺住付	" 12人		
	舗居2.5間	1挺		工数103,725人	
	" 2間	2挺		此賃銀	但4分
	" 9尺	1挺		487匁5分8毛	7分/1人
	" 6尺	4挺			
	鴨居6尺	5挺			
	馬屋裏板張	2.25坪	" 1.5人		
	荒羽目	9坪半	" 4.75人		
	鉋掛羽目	18坪	" 21.6人		
	戸棚		" 4.5人		
壁塗・屋根	小縁	2間半	但1尺5寸 " 7人		
	勝手抱	1間	" 1人		
	寄舗居	9挺	" 4人		
	板戸上下留	8本		代銀 108匁	
小計				" 125匁	
同打流し	10本		" 108匁		
障子	8本		" 28匁		
戸棚半戸	4本				
地形築立人足		28人		金22両3分 永25文1分	
壁塗・屋根	小壁荒塗	26枚		金1両永16文6分	
	小壁中塗	22枚		米3斗3升(代金3分 永10文9分)	
				×金1両3分 永71文5分	
				代銭 1貫732文	
				" 1貫648文	
				×銭 3貫380文(金2分永12文6分)	

壁塗 ・ 屋根	屋根葺貨	30坪	金1両1分 米3斗（代金3分） メ金2両 代金1両3分 代銭16貫748文 メ金3両3分 錢16貫748文	
	山茅 小麦穀	105駄 67駄		
	小計		金6両1分 永37文9分	
	総計		小以メ 金66両1分2朱 永45文2分	
	外ニ繩 垂木 押鋒	6200尋 320本 420本		村方より手傳 〃 〃

## 1) 本家の建設経費と村人の援助

表-1は上記の書上帳にもとづいて、金助家の本家の建設に要した諸経費の内訳詳細を整理して示したものである。

轟地区に現存している旧金助家住宅の実測調査の結果と比較すると、長さ7間半、横4間、建坪30坪という規模はもちろんのこと、表-1に示した柱や梁、差物など各部材の材種や数量などもほぼ一致していることが確認できる。したがってこの普請記録が現存している旧金助家住宅の建設に関するものであることが裏付けられる。

表-1から明らかなように、本家の建設に要した総経費は金66両1分2朱、永45文2分である。これは柱や梁、桁、敷・鶴居などの材木代、釘・鉄物代、職人手間代、地形・築立代、壁塗代、屋根茅・同葺代などに大別できる（表-2）。このうち材木代は金28両3分2朱、永87文5分で最も多く、全体の約44%を占めている。次に多いのが大工などの職人手間代で、金22両3分、永25文1分（約34%）である。したがってこの両者で全経費の8割近くを占めたことになる。

表-2 普請経費の内訳

内訳	金額	
材木代	金28両3分2朱永87文5分	43.6%
村林材の削代	金1両	1.5
自分木削挽代	金2分	0.8
釘代・その他	金4両2分 永60文6分	6.8
職人賃銀	金22両3分 永25文1分	34.3
地形築立	金1両3分 永71文5分	2.7
壁塗代	金2分 永12文6分	0.8
屋根葺・茅代他	金6両1分 永37文9分	9.5
総計	金66両1分2朱永45文2分	

材木の多くは購入材であるが、扱首や大引などに用いる一部の材は「村林より用ひ」とあって、轟村が所有・管理していた村有林から伐り出されたものである。ただしこれらは松材と檜材に限られている。これらの伐採や運搬には村人の協力があったと考えられる。この他、繩や垂木・押鋒用の竹は「村方より手傳」とあって、村人から支給されて

いる。こうした材料だけでなく「地形、築立」や屋根の茅葺作業も村人の手伝いによるものと考えられる。

なお「自分木品」とあるのは金助自身が用意した材と判断できる。流（ながし）の縁などわずかではあるが、金助が自ら準備した材もあったのである。

## 2) 材種について

本家に使われている材木の種類は櫟、杉、栗、松、榎（とどまつ）、檜の6種である。

最も多く使われているのは杉材である。本柱(上屋柱), 庵柱, 下屋柱など38本中29本の柱が杉材である。この他, 下屋桁, 繩梁, 貫などの構造材, 敷・鴨居や建具材, 各種板材なども杉材が使われている。

栗材は馬屋廻りの柱8本と土台に使用され、松は梁材や扱首材に、櫛は差物材におもに使われている。そして檼材は大引にのみ用いられ、櫛は土間・床上境の中央にたつ大黒柱として使用されている。江戸時代後期以降、特に幕末期になると、必要以上に大きい大黒柱を用いて、それを誇る風潮がみられた。当家において大黒柱だけ燃材を使用していることはこうした世情の表われであろう。

### 3) 創建当時の本家の様相

現在、今市市文化財の指定を受け、轟地区に復原・保存されている旧金助家住宅は、写真1～2や図1～2に示す通りである。



写真1 金助家の本家 外観

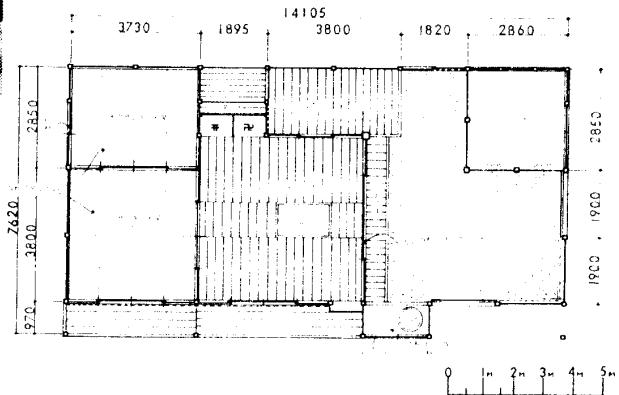


図-1 金助家本家 平面図

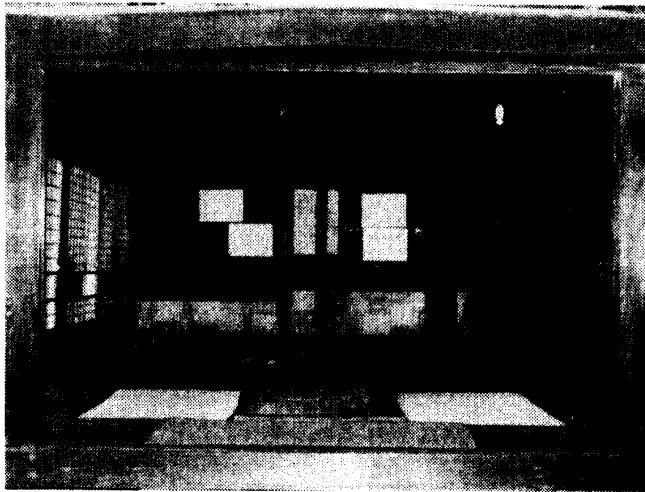


写真2 金助家の本家 内部  
(ドマよりカッテ、ザシキを見る)

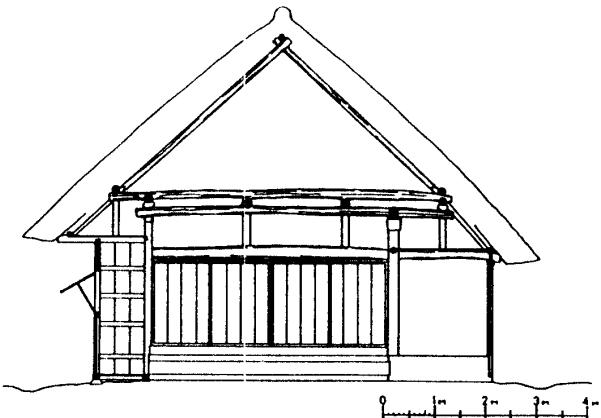


図-2 金助家本家 断面図 (土間床上境)

この住宅の概要はすでに前稿で述べたが、簡単に説明しておく。桁行7間半、梁行4間（表側縁を含む）、建坪30坪の規模を有し、茅葺・寄棟造の屋根をもつ平入り民家である。内部は土間と床上部からなり、土間は桁行3間、梁間3間半で、表側の床上部寄りに1間幅の大戸を構えて出入口とし、後方には1間半四方の広さをもつ馬屋をとっている。一方床上部は4室からなる。土間に沿って表側に2間半四方のカッテ、奥にナンド（2間×1間、一部土間に張り出す）をとり、それらの上手にザシキ（8帖）とオクザシキ（6帖）を設けている。

普請記録にみられる差物や敷・鴨居など各部材の数量、寸法などを検討すると、ほとんどのものが現存建物の各部分に対応させることができる。またカッテに切られているイロリやナンド境内にみられる棚（仏壇）の部材も対応している。したがって、現在の旧金助家住宅の室構成や各室の大きさ、柱間装置などはほぼ創建当時の様相を留めているとみてよい。

しかし室の呼称に注目すると、土間は当初「庭（ニワ）」と呼ばれていたらしい。なぜならば土間の表側にある出入口にたつ大戸上の差物を、記録では「庭入口差物」と記しているからである。また土間沿い奥の部屋は調査時の聞取では「ナンド」ということであったが、普請記録にみられる「台所」がこの部屋に対応するとみることができる。<sup>7)</sup>したがってこの部屋は当初「ダイドコロ」あるいは「ダイドコ」と呼ばれていた可能性が強い。さらに普請記録にみられる「棚おてまさし」や「棚おてま続差物」の「おてま」とは、土間からカッテに上がる縁の呼称と考えられる。<sup>8)</sup>この縁はカッテの床面より一段低く、「おてま」は「おち間」に由来するのかも知れない。

カッテやザシキは、普請記録に「勝手」、「座敷（座舎）」とあり、当初からの呼称である。また土間の奥にある「ウマヤ（馬屋）」も当初から変わっていない。ただし、オクザシキに対応する呼称は記録中に見当たらず、この部屋が当初どのように呼ばれていたかはわからない。栃木県下の近世民家ではザシキ奥の部屋はナンドあるいはヘヤと呼んでいるのが一般的であり<sup>9)</sup>、当家の場合

もナンドもしくはヘヤと呼ばれていた可能性が強い。

また調査時において、上手のザシキとオクザシキにはともに畳が敷かれていた。ところが普請記録では「杉畳寄二本」の記述はあるものの、畳そのものの記載は全くみられない。したがって創建当初のザシキやオクザシキは畳がなく、板敷のままであったと考えることができる。

さらに現在、正面の大戸脇にある半間の張出部に風呂桶が置かれている。しかし普請の記録中に風呂に関する記述はない。聞き取りではこの位置に便所があったと伝わっていることから、記録にみられる「小用所」をこの位置に比定できよう。

以上のように、現在、復原・保存されている旧金助家住宅は、室名やザシキ・オクノマの畳の有無、風呂と便所の違いなど、一部に創建当初と異なる点が認められる。しかし規模や外観・内部の様相など大半は創建当時の姿をそのまま留めていることが、普請記録との対応からも確認できる。

#### 4. 灰小屋の普請と復原

灰小屋は現存せず、その実態は不詳であるが、本家と同じように『潰式御取立百姓本家灰小屋並夫食米農具被下諸色御入用取調書上帳(慶應元年11月)』が残されている。この記録を検討しながら、建設の様相や創建当時の状態を考察してみたい。

表一 3 金助家の灰小屋の普請詳細

内 訳	本 数	長 大きさ	代金・代銀	備 考
栗土台	1 本	長1丈2尺 5寸角	代銀9匁	
同	1 本	長9尺 5寸角	" 6匁	
同	1 本	長6尺 5寸角	" 7匁5分	
杉脊板	43 枚		代銭1貫432文	
同脊貫	7 挺		" 580文	
栗柱	7 本	長6尺 4寸角		村林より用
同	1 本	長6尺 5寸角		"
松梁	3 本	長1丈2尺		"
同	6 本	長9尺		"
同桁	2 本	長1丈2尺		"
同扱首	4 本	長5尺		"
大六寸釘	50 本		代銭262文	
大工	8 人		賃金3分永50文	
松桶木	64 枚	長3尺 巾5寸 厚1寸	比挽削賃銭1貫48文	村林より用
竹	3 本		代銭1貫48文	
三尺溜桶	2 本	此工数 5人	金1分2朱、永51.1文	(金1分1朱、米2升5合)
山茅	13 驢		代銭1貫429文	(金1分に15駢かえ)
小麦穀	9 駢1束		代銭2貫288文	(1駢に付銭248文)
屋根坪	3 坪		此葺賃金1分1朱	
総計			金3両1分 永111文1分	
外ニ繩	1,500尋			村方手伝
垂木	70 本			"
押鋒	110 本			"

## 1) 灰小屋の普請内容

表-3は上記の書上帳にみられる金助家の灰小屋に関する普請記録を整理して示したものである。

先に記したように、灰小屋は長さ2間、横1間半、建坪3坪の小規模な建物である。本家に比べて建坪は10分の1に過ぎない。しかも柱・梁・桁・扱首など主要部材は村有林から伐り出した材を使用しているため、建設に要した総経費は金3両1分、永111文1分で、本家の総額の20分の1以下である。大工も延8人工で済んだ。

そしてこの普請でも本家と同様に、繩や垂木・押鋒用の竹は「村方手伝」とあり、村人たちが提供している。

材種の面では、柱と土台が栗材、梁・桁・扱首材はいずれも松を使用し、屋根材も茅に小麦殻を混用していて、本家に比べると一段劣っている。

## 2) 灰小屋の復原

イ) 土台：土台は栗の5寸角で、2間物（1丈2尺）、1間半物（9尺）、1間物（6尺）が各1本ずつみられる。これらの延べ長さは4間半であり、長さ2間、横1間半の灰小屋の外廻り全部に土台を廻そうとすれば2間半足りない。したがって灰小屋の外廻り7間のうち2間半は土台がなかったことになる。3本の土台は長さからみて、2間物は長手方向に、1間半物は横方向に、1間物はもう一方の長手方向2間のうちの1間分にそれぞれ用いたとみなした。

ロ) 柱：柱は8本で、長さはいずれも6尺。太さは1本だけ5寸角、残り7本はすべて4寸角である。まず四隅に柱がたつことは間違いない。そして長手方向は2間であるから、その中央にもそれぞれ1本ずつ柱がたつとみるのが妥当である。残りの2本は横方向1間半の中央に1本ずつ配されていたと考えたい。つまり柱は外廻りにたち、内部にはなかったとみなせる。

ハ) 梁：梁は長さ2間（1丈2尺）のものが3本、長さ1間半（9尺）のものが6本ある。長さからみて、前者は長手方向に、後者は横方向に架け渡されていたのであろう。栃木県の近世民家調査<sup>10)</sup>によると、県北地方では二重梁の手法すなわち梁を上・下2段に重ねて架け渡す例が多い。今市市域もこの県北に属しており、前述した旧金助家住宅でも梁行方向は二重梁の手法を採用している。したがってこの灰小屋でも横方向に渡される長さ1間半の梁6本は、両端と中央の3列でそれぞれ上下に2本ずつ配されていたと考えることもできる。しかしながら灰小屋の大きさはわずかに2間×1間半の規模であり、特に二重梁の手法を採用する必然性が認められない。したがってここでは長1間半の6本の梁は横方向の両端と中央ならびにそれらの中間の5通りに半間ずつ架け渡され、中央柱列だけ二重に架っていたものと想定した。

一方、長手方向は長さ2間の梁が両端と中央の3通りに配され、両端は横方向の梁上に、中央は上記の二重梁にはさまれて渡されていたと想定した。

ニ) 桁：桁は2間物（1丈2尺）が2本あることから長手方向の両端に1本ずつ通っていたとみることができる。しかも上記のように横方向の端から半間はいった位置に通る梁は、その端部に

柱がないことから、両端は桁で支持されていたと考えねばならない。したがって長手方向の両端に通る桁がまず柱天にのり、その上に横方向の梁が架け渡されることになる。したがって柱と桁・梁の納まりは京呂組となるであろう。

ホ) 扱首：扱首材は長さ5尺のものが4本あり、2組の扱首組が使われていたと想定できる。扱首は上屋梁とともに三角形を構成し、小屋組の骨格を形成するものである。扱首の長さが5尺であることから、2組の扱首組は横方向に架る梁とともに小屋組を形成していた。なぜならば長手方向の長さ2間の梁を底辺とすれば5尺の扱首材では三角形がつくれないことになる。また扱首組の間隔は1間前後が一般的であることから、2組の扱首はそれぞれ両端から半間はいった梁通りに組まれていたと考えるのが妥当であろう。

ヘ) 屋根：以上のように2組の扱首が長手方向の端からそれぞれ半間ずつはいった梁通りに組まれていたとすれば、屋根形式は寄棟造になるであろう。このような小規模な付属屋にあって入母屋造の屋根はまず考え難い。

そして山茅3駄、小麦殻9駄と記録にあることから、屋根は茅に小麦殻を混ぜて葺かれていた。

なお扱首の長さは5尺、その底辺になる梁は長1間半であるから、屋根勾配はほぼ5寸になる。

ト) 壁：脊貫7挺、脊板43枚は板壁の材であろう。灰小屋の外廻り7間のうち、前述した土台に入る4間半を壁とみなすことができよう。脊貫は壁の部分に2段ずつ通ると仮定すれば壁下地として6挺いる。残り1挺は横方向の土台がない1間半の柱間の中程に通っていたとみなした。そして長手方向の土台が入らない1間が出入口と考えられよう。また道具の記述はないことから、出入口は建具がなく、開放のままか、あるいは庭などで閉ざしていたに過ぎなかったと考えたい。

以上の考察をもとに、普請記録から想定される金助家の灰小屋の復原案の1例を提示したのが図-3である。

オ) その他：普請記録には以上の建築部材の他に、松桶木64枚（長3尺、幅5寸、厚1寸）と「三尺溜桶」の記述がある。前者の松桶木の寸法を検討すると、高さ3尺、直径約10尺前後の大きな桶がつくれることになる。したがって直径約10尺と同3尺の2つの桶が、この灰小屋に付設していたことが想定できる。

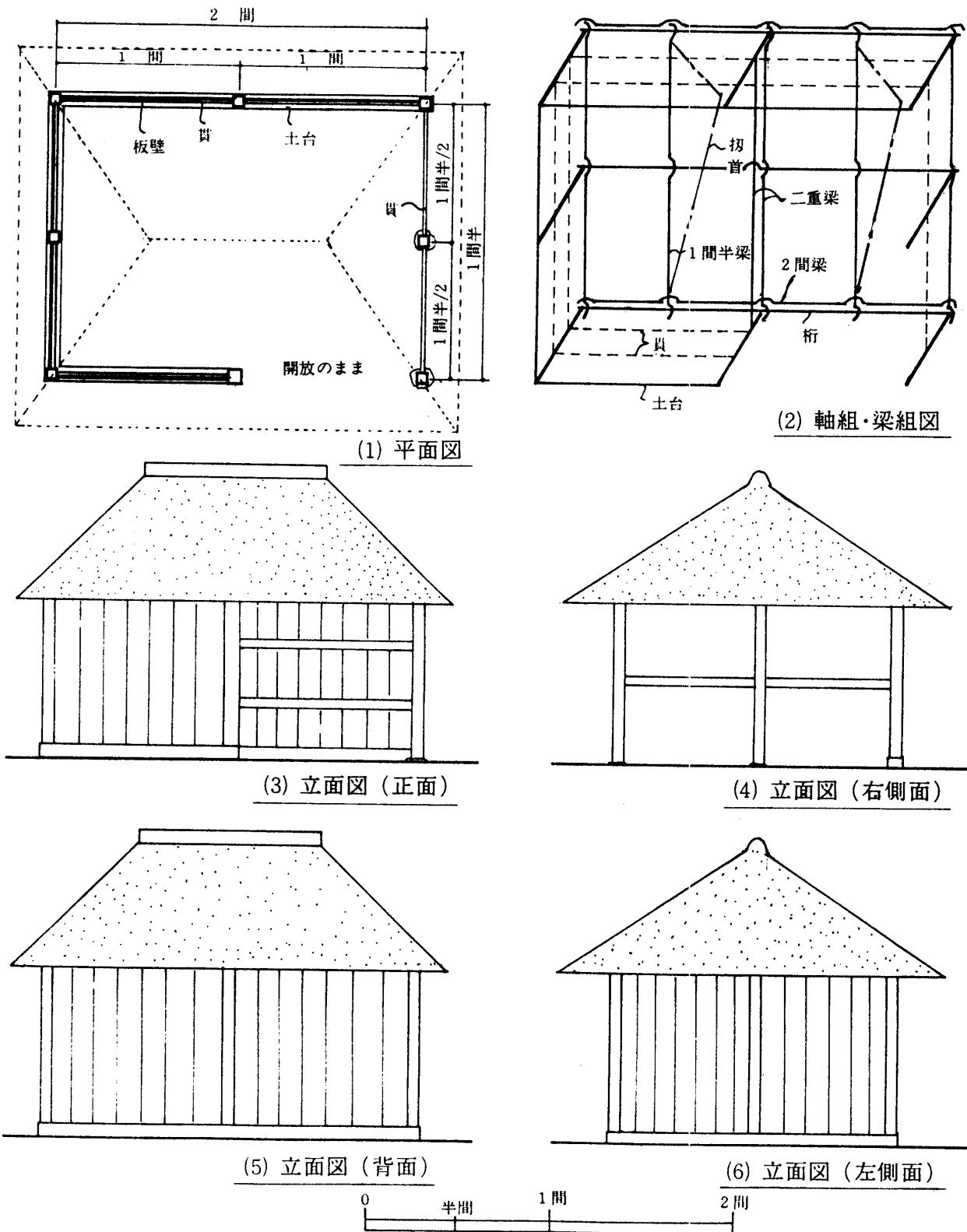


図-3 金助家の灰小屋 復原図（案）

## 5. 取立後の金助の様子

### 1) 取立に伴ない援助された金額

潰弥八式に取り立てられた金助は、本家と灰小屋ならびにさし当っての生活に必要な夫食米や農具などを支給された。前述したように、本家の普請に要した総経費は金66両1分2朱、永45文2分であり、灰小屋のそれは金3両1分、永111文1分である。また夫食米や農具なども前述した通りで、この合計は金19両2分2朱、永26文2分になる。

したがって潰弥八式の相続に伴なって、金助が報徳役所から援助された金額の総計は、金88両3分、永182文5分にのぼる。ちなみに当時の金1両は現在のほぼ10万円前後に相等することから、報徳役所は金助に対して900万円近くのお金を援助したことになる。

なお金助と同時に潰甚右衛門式を相続した助次郎にも同じように本家と灰小屋ならびに夫食米他を支給している。<sup>11)</sup> そしてその金額も全く同じであった。

ところで慶応2年4月付の『借財元利取調書上帳』によると、金助は慶応元年10月に荊澤村の清兵衛から金1両3分2朱を無利足で借り、慶応2年3月には今市宿の権右衛門から金1両1分、轟村の名主五郎左衛門から金2分を借金している。したがって取立の後、金助は他に合わせて金3両2分2朱を借りたことになる。これはさし当っての生活に必要であったためと思われる。

### 2) 取立後の金助

安政2年（1855）に始まった轟村に対する一村式仕法は慶応2年（1855）に終了した。金助が潰弥八式を相続した翌年のことである。したがって取立後の金助の様子については1ヶ年分がわかるに過ぎないが、この間彼は報徳役所あるいは村人の期待に報いるべく、労働に精を出したものと思われる。たとえば慶応2年11月付の『畑小切並畑田成御普請人足賃金扶持米取調書上帳』によると、金助は中畑5畝12歩、下畑5畝18歩、下々畑7畝20歩の合わせて1反8畝20歩の畑を再興している。また同じく『荒地起返反別並人足賃金扶持米取調書上帳』からは、上畑4畝8歩と下畑1畝24歩を復旧したことがわかる。

さらに慶応2年4月の『日掛索縦誠意御賞金被下取調書上帳』によると、同年正月から3月までに納入した繩の積立代として永70文3分を受け取っている。

また仕法終了に際して、村人はそれぞれ報徳役所から褒美金を受けているが、この詳細を書き留めた『慶応二丙寅年四月、御仕法御仕上に付御褒美被下被仰渡書取調書帳』には金助に関して次のようにある。

其方儀去丑年潰弥八式へ御取立之儀歎願申出、格別之以、御仁恵、新家作夫食米農具灰小屋に至迄、御手當にて御取立被下置候處（中略）養子入以来無怠農業致出精候段、奇特に付、為御褒美金貳分被下置候間弥相励致勤農急度致相続可申候

この記述からも取立後の金助の仕事ぶりを窺うことができるであろう。

## 6. 結語

慶応元年（1865）に潰弥八式を相続した金助を例にしながら、報徳仕法における潰式取立の手続や経緯ならびにそれに伴なう本家や灰小屋の家屋普請の様相などを明らかにした。

この潰式取立は報徳仕法における農村復興の一つの方策に過ぎない。本家や灰小屋の普請、夫食米や農具・生活用具の支給など、取立に伴なう報徳役所の援助金は金助の場合で金88両余に及んでおり、相当な額になっている。しかし反面、潰式の相続人の選定は名主を中心とする村人に委ねている。このことは役所が表彰する出精人を村人同志の投票で選出していたことにも通じることである。

すなわち報徳仕法そのものは幕府の役人である二宮尊徳やその子弥太郎が主導したいわば上からの事業であるが、絶えず下にいた村人たちの立場・意向を考慮していた。このように今日いう福祉的および民主的側面を有していたことが、村人たちにも受け入れられ、報徳仕法が多大の成果を上げ得た大きな要因になったものと考えられる。

## 参考文献

- 1) 拙稿「報徳仕法における家屋普請について—日光神領内の轟村を例にして—」福井工業大学研究紀要 第17号 1987
- 2) 潰式取立を受けた4人のうち、伴七については灰小屋の普請があったかどうか不明である。
- 3) 潰式取立を受けた4人のうち、音吉家の本家は古家を買い求め、移建したものである。
- 4) 『二宮尊徳全集』（龍溪書舎）の第5巻と第34巻に所収、日光神領仕法に関する日記は第34巻に納められている。
- 5) 『角川日本地名辞典 8.茨城県』角川書店 昭和58年 「青木村」の項参照
- 6) 『慶応元年乙丑年十一月、潰式御取立百姓本家灰小屋並夫食米農具被下諸色御入用取調書上帳』（『二宮尊徳全集』第30巻、所収）
- 7) この部屋をナンドと呼ぶことに疑問が残ることは、前稿（註1掲載の論考）でも指摘しておいた。
- 8) この上り縁を「おてま」と呼んだとすると「板おてまさし」は、上り縁とカッテ境の差物とみられ、その長さが2間半であること、そして「板おてま続差物」はその奥のニワとガイドコロ境の差物をさし、その長さ6尺（1間）も対応してくる。
- 9) 栃木県教育委員会『栃木県の民家 民家緊急調査報告書』昭和57年
- 10) 註9と同じ
- 11) 註6と同じ

## 〈後記〉

本文中に示した各文書は、いずれも『二宮尊徳全集』（龍溪書舎）に収録されている。なお本稿は昭和57年度文部省科学研究費（奨励研究A）の補助を得て行なった「日光御神領内の報徳仕法とその農家に関する研究」の一部である。記して感謝申し上げる。また資料の整理は西野和夫氏（当時、東京工業大学大学院修士課程在学）の協力を得た。